

# 高級すもも「麗玉®」生産及び青果販売要領

平成 28 年 12 月 9 日制定  
一部改正 令和 3 年 7 月 16 日  
一部改正 令和 5 年 5 月 31 日  
高級すもも「麗玉®」振興協議会

## (目的)

第 1 この要領は、高級すもも「麗玉®」振興協議会規約の第 15 条に基づき、長野県が育成し商標登録した高級すもも「麗玉®」(平成 27 年 10 月 16 日付け商標登録番号第 5799455 号、商標者権 長野県)の生産及び生果販売に係る必要な事項を定めることにより、本県の特産としての地位の確保と信州ブランドの確立を図り、もって地域振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 この要領において「青果販売者」とは、「麗玉®」の青果販売を目的として「シナノパール」を栽培する者をいう。  
2 この要領において「販売を委託された者」とは、「青果販売者」から「麗玉®」の青果販売を委託された農業関係団体・業者等をいう。

## (青果販売者及び販売を委託された者の加入の届出)

第 3 青果販売者及び販売を委託された者(以下、「青果販売者等」という。)は、高級すもも「麗玉®」振興協議会(以下、「協議会」という。)へ加入し、**協議会等が主催する栽培管理及び品質基準等に係る講習会を必ず受講**することで、「麗玉®」の品質保持に努める。  
2 協議会への加入希望者は、別紙様式により、協議会長あてに加入届を提出するものとする。ただし、農協の部会組織等一定のまとまりをもって栽培を行う組織の場合は、その代表者が加入希望者に係る情報をまとめて届出することができる。  
3 青果販売者等は、「麗玉®」の名称を使用した青果物の出荷日、出荷先、出荷数量などの販売に係るデータを整理・記録し、調査実施時に提出できるよう 1 年間保管するものとする。  
4 青果販売者等は、届出内容に変更がある場合は、別紙様式によりあらかじめ協議会長と協議し、承認を受けるものとする。

## (適正な栽培管理)

第 4 青果販売者は、「麗玉®」の生産に当たり、標高・地域等を踏まえた適正な管理を行うとともに、適期収穫による高品質・安定生産に努めなければならない。  
2 「麗玉®」を生産するための栽培マニュアルは別に定める。

## (選果基準)

第 5 青果販売者等は、協議会が別に定める高級すもも「麗玉®」青果品質基準を満たした果実に限り「麗玉®」の名称を使用することとし、基準外果実の混入を防止しなければならない。

- 2 青果品質基準を満たす果実を正確に判断するために、選果測定機器（おいし果）のメンテナンス基準を別に定める。

(保管・流通・販売及び商標の使用)

- 第6 青果販売者等は、選別後の青果品質基準を満たした果実について、品質基準を満たない果実と混同しないよう明確に区別して保管・流通・販売しなければならない。
- 2 青果販売者等は、協議会と連携して地域別の出荷解禁日を設定し、青果品質基準を満たした果実が出荷・販売・流通するようにしなければならない。

(責任の所在)

- 第7 「麗玉®」の青果物において、事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生したときは、青果販売者等又は販売を委託された者がその責任を負うものとし、事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 2 青果販売者は、責任の所在を明らかにするため、出荷の際に出荷化粧箱、パック毎に生産者氏名が記載された紙等を同封する。

(調査の実施)

- 第8 協議会は必要に応じて栽培及び選果・出荷等に係る調査を実施することができる。この場合、青果販売者又は販売を委託された者は、調査を拒むことはできない。